

役 員 給 与 規 程

施行 昭和43年11月1日

- 第1条 当協会常勤役員の給与は、この規程の定めるところによる。
- 第2条 常勤役員には報酬及び賞与金を支給する。
- 第3条 報酬及び賞与金の額は、理事長が別に定める。
- 第4条 報酬及び賞与金の支給の方法については、従業員の例による。

附 則

この規程は、昭和43年11月1日から施行する。